

**取引所 CFD (くりっく株 365) 取引の契約締結前交付書面
新旧対照表 (2022 年 2 月 28 日)**

(下線部分が主な変更箇所)

新	旧																																
<p>P5</p> <p>2.取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて (略)</p> <p>(3) 決済時の金銭の授受 取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「(2)証拠金 ⑥証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。</p> <p>① 日経 225 リセット付証拠金取引、DAX®リセット付証拠金取引、FTSE100 リセット付証拠金取引、金 ETF リセット付証拠金取引及び原油 ETF リセット付証拠金取引の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{約定価格差*×100 (円) + 累計金利相当額及び累計配当相当額} × 取引数量 <p>② NY ダウリセット付証拠金取引、NASDAQ-100 リセット付証拠金取引の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{約定価格差*×10 (円) + 累計金利相当額及び累計配当相当額} × 取引数量 <p align="right">(略)</p> <p>【別表】 (1) 取引所株価指数証拠金取引の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象指標 (※1)</th> <th>株価指数を構成する株式又は ETF を上場する取引所名</th> <th>取引単位</th> <th>呼び値の最小変動幅</th> <th>配当相当額の授受</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NASDAQ-100 リセット付証拠金取引</td> <td>Nasdaq-100 Index®</td> <td>NASDAQ</td> <td>NASDAQ-100 Index × 10 円</td> <td>1 ポイント (10 円)</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 取引開始日等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取引開始日</th> <th>取引最終日</th> <th>リセット日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) NASDAQ-100 リセット付証拠金取引 (略)</td> <td>毎年9月第2金曜日の翌取引日</td> <td>取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の前取引日</td> <td>取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の翌取引日</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象指標 (※1)	株価指数を構成する株式又は ETF を上場する取引所名	取引単位	呼び値の最小変動幅	配当相当額の授受	NASDAQ-100 リセット付証拠金取引	Nasdaq-100 Index®	NASDAQ	NASDAQ-100 Index × 10 円	1 ポイント (10 円)	あり	種類	取引開始日	取引最終日	リセット日	(略) NASDAQ-100 リセット付証拠金取引 (略)	毎年9月第2金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の翌取引日	<p>2.取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて (略)</p> <p>(3) 決済時の金銭の授受 取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「(2)証拠金 ⑥証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。</p> <p>① 日経 225 リセット付証拠金取引、DAX®リセット付証拠金取引、FTSE100 リセット付証拠金取引、金 ETF リセット付証拠金取引及び原油 ETF リセット付証拠金取引の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{約定価格差*×100 (円) + 累計金利相当額及び累計配当相当額} × 取引数量 <p>② NY ダウリセット付証拠金取引の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{約定価格差*×10 (円) + 累計金利相当額及び累計配当相当額} × 取引数量 <p align="right">(略)</p> <p>【別表】 (1) 取引所株価指数証拠金取引の種類</p> <p align="center">(新設)</p> <p>(2) 取引開始日等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取引開始日</th> <th>取引最終日</th> <th>リセット日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) (新設)</td> <td>毎年9月第2金曜日の翌取引日</td> <td>取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の前取引日</td> <td>取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の翌取引日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	取引開始日	取引最終日	リセット日	(略) (新設)	毎年9月第2金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の翌取引日	(略)			
種類	対象指標 (※1)	株価指数を構成する株式又は ETF を上場する取引所名	取引単位	呼び値の最小変動幅	配当相当額の授受																												
NASDAQ-100 リセット付証拠金取引	Nasdaq-100 Index®	NASDAQ	NASDAQ-100 Index × 10 円	1 ポイント (10 円)	あり																												
種類	取引開始日	取引最終日	リセット日																														
(略) NASDAQ-100 リセット付証拠金取引 (略)	毎年9月第2金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の翌取引日																														
種類	取引開始日	取引最終日	リセット日																														
(略) (新設)	毎年9月第2金曜日の翌取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の前取引日	取引を開始した年の翌年12月第3金曜日の翌取引日																														
(略)																																	

(3) リセット値の決定方法

種類	決定方法(※)
NASDAQ-100 リセット付証拠金取引	Chicago Mercantile Exchange に上場されるNASDAQ-100を原資産とする先物(リセットが行われる年の12月に満期を迎える銘柄)の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値

(4) 各株価指数に関する記載事項

NASDAQ-100 :

NASDAQ-100 リセット付証拠金取引(以下「本件取引」といいます。)は、Nasdaq, Inc.及びその関連会社(以下「Nasdaq」といいます。)がスポンサーとなり、推奨し、販売または宣伝しているものではありません。Nasdaqは、本件取引の合法・適法性、または本取引に関する説明や開示の正確性や妥当性について何ら関知するものではありません。Nasdaqは、本件取引を行う投資者や一般の方々に対して、有価証券への投資や、特に本件取引への投資を推奨したり、またはNASDAQ-100 Index®が一般的な株式市場のパフォーマンスに追従するものであることを、明示的にも黙示的にも表明・保証しません。株式会社東京金融取引所(以下「金融取」といいます。)に対するNasdaqの唯一の関係は、Nasdaq®、NASDAQ-100 Index®, NASDAQ-100®, NDX、その他のNasdaqの特定の商号の使用と、金融取または本取引に関係なくNasdaqによって決定、構成および計算されるNASDAQ-100 Index®の使用に係るライセンス供与のみです。Nasdaqは、NASDAQ-100 Index®の決定、構成または計算において、金融取(及びその取引参加者)または本件取引を行う投資者のニーズを考慮する義務はありません。Nasdaqは、金融取の開設する市場に上場される本件取引について、その時期や、価格、数量・取引単位の決定、または本件取引の決済方法等の決定または計算に責任を負わず、何らの関与もしていません。Nasdaqは、本件取引の運用管理、マーケティング又は取引に関して一切の責任を負いません。

Nasdaqは、NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータが正確であることおよび計算が中断されないことを保証するものではありません。Nasdaqは、NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの使用により、金融取(及びその取引参加者)、本件取引を行う投資者、またはその他の個人や団体が得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Nasdaqは、NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータに関して、明示的または黙示的な保証を行わず、商品性または特定の目的や用途への適合性に関するいかなる保証も明示的に放棄します。上記を制限することなく、たとえ損害の可能性を知らされていたとしても、Nasdaqは、逸失利益、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、間接的損害または結果的損害について一切の責任を負いません。

(3) リセット値の決定方法

(新設)

(4) 各株価指数に関する記載事項

(新設)

別紙

取引所株価指数証拠金取引の手数料について

■取引委託手数料（上限）インターネット取引
（略）

NASDAQ-100（リセッ ト付）	1枚につき50円（税込）
-----------------------	--------------

（略）

■リセット手数料（上限）インターネット取引
リセット手数料は、上記「取引委託手数料」と同額となります。

【手数料の徴収方法等】

- 取引委託手数料は、取引所株価指数証拠金取引の売買成立時に、お客様の証拠金残高から徴収させていただきます。
- リセット手数料は、建玉のリセットが行われる時に、お客様の証拠金残高から徴収させていただきます。
- 両建て時の建玉整理を行う場合は、手数料はかかりません。

（2022年2月）

別紙

取引所株価指数証拠金取引の手数料について

■取引委託手数料（上限）インターネット取引
（略）

（新設）

（略）

■リセット手数料（上限）インターネット取引
リセット手数料は、上記「取引委託手数料」と同額となります。

【手数料の徴収方法等】

- 取引委託手数料は、取引所株価指数証拠金取引の売買成立時に、お客様の証拠金残高から徴収させていただきます。
- リセット手数料は、建玉のリセットが行われる時に、お客様の証拠金残高から徴収させていただきます。

（2021年9月）

以上